

取引・証明用はかり《検定済品》

計量法で規定される「取引」及び「証明」行為に際しては、「取引・証明用はかり」と呼ばれる検定付きのはかりの使用が定められています。

取引・証明用はかり……はかりを「取引」、即ち商売などで使用する（はかり売りをする）場合や、計量した値を「証明」する場合は、取引・証明用はかりを使用する事が義務付けられています。

■ 取引・証明用はかりを使わなければならない例

例①：精肉店「豚肉の重さをはかったら〇〇 gだったので、〇〇〇円です」⇒「取引」行為にあたるため

例②：健康診断 病院や診療所などで、健康診断で、「あなたの体重は〇〇 kgです」と記録する⇒「証明」行為にあたるため

■ 一般のはかりを使ってもよい例※

例③：家庭で料理の材料の重さをはかる ⇒「塩〇〇 g、小麦粉〇〇kgなど」

例④：工場で製品を加工する時に重さをはかる ⇒「材料Aを〇〇 kg、材料Bを〇〇 gなど」

例⑤：工場の出荷検査で重さをはかる ⇒「段ボール1箱の中に消しゴム500個入っていて、1箱の重さが約1 kgになる。

正しく500個入っているかどうか出荷直前に段ボールの重さを書いて、1 kg前後かどうかチェックしている」

⇒いずれの例も「取引」「証明」の行為に該当しないので、一般のはかりを使用できます。

※ ③～⑤のような使いかたをする場合であれば、取引・証明用はかりを使用する義務はございませんが、取引・証明用はかりを使用してもかまいません。但し、取引・証明用はかりは法的な制限を受けるため、一部の機能が制限されます。（下記《取引・証明用はかりの注意点》をご参照ください。）

取引・証明用はかりを使用するお客様へ

① ご注文時に使用地区をお知らせください。

お客様が使用される地区に合わせた製品をご用意いたします。（分銅内蔵機能があるモデルについては、使用地区の制限は受けません。）

② 取引・証明用はかりを購入後、最寄の計量検定所に届出を行って下さい。計量検定所は各都道府県ごとにございます。

③ 取引・証明用はかりは二年に一回、定期検査を受ける義務がございます。検査を行う時期については、計量検定所等の公的機関から公示されます。

使用地域区分（複数の箇所に記載されている県は、どちらの地域番号でも使用できます。）

区分表1

該当機種	地域番号	重力加速度の範囲	使用地域（都道府県）
EK-i-K EW-i-K SR/SQ	1	9.804 ~ 9.807 m/s ²	道北地方（宗谷・上川・留萌）、道東地方（網走・根室・釧路）
	2	9.803 ~ 9.806 m/s ²	道央地方（石狩・後志・空知）、道南地方（釧路・十勝・日高・渡島）、十勝地方
	3	9.801 ~ 9.804 m/s ²	青森県、岩手県
	4	9.800 ~ 9.803 m/s ²	宮城県、秋田県
	5	9.799 ~ 9.802 m/s ²	宮城県、山形県
	6	9.798 ~ 9.801 m/s ²	福島県、茨城県、新潟県
	7	9.797 ~ 9.800 m/s ²	栃木県、千葉県、富山県、石川県、福井県
	8	9.796 ~ 9.799 m/s ²	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（八丈・小笠原支庁管内を除く）、神奈川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	9	9.795 ~ 9.798 m/s ²	東京都（八丈・小笠原支庁管内を除く）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県
	10	9.794 ~ 9.797 m/s ²	東京都（八丈・小笠原支庁管内に限る）、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（薩摩・大隅地方に限る）
	11	9.791 ~ 9.794 m/s ²	鹿児島県（薩摩・大隅地方を除く）
	12	9.789 ~ 9.792 m/s ²	沖縄県

区分表2

該当機種	地域番号	重力加速度の範囲	使用地域（都道府県）
SW-K/SC-K/SE-K HV-C(CP)-K HV-CWP-K FG-K/FG-CWP-K HV-C(CP)-K大型 FJ-BT-K FT-i-K SN-FP-K SN-K(KL/KU) SN-WP-K ST-K HV-CEP-K HV-CEP-K大型 SJ-1000 SJ-2000(AWP) HL-1000iWP-K HL-2000iWP-K SK-1000(i WP) SK-2000(i WP)	1	9.803 ~ 9.807 m/s ²	北海道
	2	9.799 ~ 9.804 m/s ²	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
	3	9.796 ~ 9.801 m/s ²	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（八丈・小笠原支庁管内を除く）、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	4	9.794 ~ 9.799 m/s ²	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（全域）、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（薩摩・大隅地方に限る）
	5	9.789 ~ 9.794 m/s ²	鹿児島県（薩摩・大隅地方を除く）、沖縄県

《取引・証明用はかりの注意点》

一般のはかりに対して、取引・証明用はかりは法的な制限を受ける為、以下のことができません。ご注意ください。

① 購入した時に設定した地域と違う場所で使用する（ただし定期検査に合格すればご使用できます）。

② お手持ちの分銅でキャリブレーション（感度調整）を行う。（※内蔵分銅機能がある場合は除く）

例：● 計量した値がずれてきたので、分銅を使って感度調整を行う

● 重力加速度を調整する

③ ポール取り外し、ケーブルの延長、計量皿の形状変更※はできません。 ※ 風袋として計量皿に何かを載せることは除く